

令和6年度第4回三鷹市子ども・子育て会議 会議録（要旨）

1 日時	令和6年11月22日（金）午後6時30分～午後8時00分
2 会場	教育センター3階 大研修室
3 議題	(1) 協議事項 三鷹市子ども総合計画（仮称）の策定について (2) 報告事項 ・令和6年度三鷹市子ども・子育て支援施策主要事業（中間評価）について ・（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例の制定について
4 出席委員 （19名）	山本 真実（会長） 井口 眞美 段谷 ゆり子 三隅 みどり 六車 さゆり 中野 弘子 篠塚 和弘 五島 弘子 島田 直幸 市川 紀恵 野元 麻美 石崎 清子 飯塚 佳奈子 師橋 千晴 小谷 奈保子 幸 瑞 緒形 富雄 山下 謙介 中田 貴規
5 行政 （事務局）	子ども政策部長 近藤 さやか 子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長 清水 利昭 児童青少年課長 梶田 秀和 子ども育成課長 萩原 潤一 保育支援課長 池沢 美栄 子育て支援課長 嶋末 和代 包括支援担当課長 小島 美保 子ども家庭支援センター担当課長 杉山 静 東多世代交流センター担当課長 和田 麻子 西多世代交流センター担当課長 荻野 るみ 上連雀保育園担当課長 切江 三智子 赤とんぼ保育園担当課長 吉田 純佳 健康福祉部生活福祉課長 川口 真生 教育長 松永 透 教育部調整担当部長 齊藤 真 教育部指導課長 福島 健明 子ども家庭課 畠根 毅晴 加藤 太一 山岸 愛子 高橋 陽子 巻田 圭祐
6 会議の公開 ・非公開	公開
7 傍聴人数	2人

1 開会（午後 6 時30分）

2 協議

【事務局から三鷹市子ども総合計画（仮称）の策定について説明】

【会長】三鷹市子ども総合計画の概要版と本体の分ということで、資料 1 と 2 を併せて御説明いただきました。体系についてはこれまでも皆様方と議論いたしまして、前回も、子育て力ですかね。この場でちょっと出てきたこととか、そういうところも見直しまして、変わっております。また、事業内容については、項目として起こしていただいて、説明を加えていただいているというところなので、この中で抜けとか、また書き加えとか、ちょっとまた不適切な表現とかないかなというところも含めて、もう自由に御意見をいただければいいかなと思っております。一応、時間、30分ぐらい予定しておりますので、自由に、見られたところで気になるところございましたら、挙手で挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

今回は今までよりも、こども家庭庁ができて、いろいろまとめてくださいましたけど、前半にたくさんのいろんな盛り込まなきゃいけない法律みたいなのが背景に入っておりますので、これまでの子育て支援ということだけではない、いろいろなものも含めての関係性になってきますし、三鷹としても、これまでも立ててきたものや基本計画、それから条例とか憲章とか、いろいろつくってきたものも入れ込みながら、子どもを非常に幅広く捉えているところです。年齢も今、定義で整理していただきましたけれども、決して18歳未満というところに限らず、20代、そして30代ぐらいまでの年齢を目途としながら、自立するという、そういった成長・発達の状態、ですから、年齢はいついても、まだ支援が必要なお子さんに対しては引き続き支援をしていくということも示されているということも御理解いただけるかなと思いますので、定義とか範囲とかといった枠組みのことも構いませんし、内容としても構わないかなと思っております。前回御意見いただいて、まだ直っていないじゃないかとか、あと、どうなの、これはというのがもちろんあると思いますので、ぜひお声を上げていただければと思います。いかがでしょう。

【委員】資料 2 の 6 ページのところで、5 番の第 2 期三鷹市子ども・子育て支援事業計画の達成状況のところで、教育・保育のニーズ及び確保数というところで 2 号及び 3 号認定となっているんですけども、ここに新 2 号の認定が入っていないのはどうしてかなと思

って、新2号とは何かというと、2号とか3号とかというのは、いわゆる保育園に入りたい方たちの数のことを言っています。要は、両親がお仕事されているとか、病気があるとか、学校に通われているとか、そういう事情があって、日中自分で保育ができないですよという方のことを2号認定とかという形で認定するんですけれども、幼稚園の中にいる子どもたちというのは、1号認定といって、保育の必要がない子どもたちというふうに捉えられているんですけれども、その中でも、新2号といって、幼稚園に通っているんだけど、両親がお仕事をしていたりとか、保育の必要性がある子どもたちというのがいるんです。その新2号認定については、預かり保育とかに補助金が出るような対象になっているんですけれども、実態としては、恐らく2号、保育園に入っているから保育のニーズがあるということではなくて、実際に新2号を入れた人数というのが本当の意味の実態であり、実績であるのではないかなと思うわけです。お仕事の量だったりとか預かりの時間の量だったりとかはもちろんまちまちかもしれないんですけれども、三鷹市のニーズを正確に捉えるということであれば、ここに新2号認定の子どもたちも入ってくるというのが適切なのではないかなと思ったところなので、ここに新2号認定が入っていない事情とかを教えていただきたいなと思いました。お願いします。

【会長】今、市のほうからも答えていただきますけども、1つは、これまでの流れというところが大きいかなと思うんです。実際そういうお子さんがいることは分かっているんですけども、一応、最初に子ども・子育て支援制度の枠組みで決めたときの枠組みが1号、2号、3号となっていて、基本、幼稚園でのお子さんは1号という扱いになっていて、もちろんお仕事されている方もいると思うんですけども、そこで、こども園だと2号を取って入るということになると思うんですよね。今までの流れの中で多分この整理であって、ここで急に新2号というのが入るというのは、東京都からも言われている中では多分ないのかなと。東京都のほうの計画にも新2号というところはないので、そういったところもあるのかなと思いますけど、以上、市のほうに、御回答お願いします。

【子ども育成課長】資料2の24ページを御覧いただきたいんですけども、6ページはこれまでの実績ということでこのようにまとめさせてもらっています。24ページの表は調整中ですが、1号認定、2号認定・幼稚園とか、こういったイメージで今回の計画はまとめさせていただいて、この表に基づいた実績を出していければいいかなと思っています。よろしくお願いします。

【会長】ここには2号認定という中の幼稚園というくくりがあるということですね。

【子ども育成課長】はい、そうです。

【会長】だから、そこで理解してもらいたいというところでしょうかね、くくりとすれば。

【子ども育成課長】はい。

【会長】最初の表のページのまとめは多分、もうこれまでと同じ、決まってくくりの中で、報告しなければならない様式があつて、変えるということは多分ちょっと難しいのかなと思います。ですから、中身のところで、ここで見ていただいて、こういう方たちもいるんだよというところは示されているという御回答なんですけど、よろしいでしょうか。

【委員】ありがとうございます。そうすると、実際の政策に落とし込んだりという中で新2号に関しては扱いがしっかり決められていくという理解でいいですか。ありがとうございます。

【委員】26ページのところの地域子ども・子育て支援事業のニーズの見込みと確保とか方策がいろいろ、25ページに新規を含め載っています。新規の中で、イのところですね。子育て世帯訪問支援事業（新規）となっています。右側を見ると、アの養育支援訪問事業をちょっと切り替えて、イの子育て世帯訪問支援事業に変えますと。ヘルパーさんが行っていた部分だけイのほうに切り替えるという意味なのかなと思うんですが、こども家庭庁が言っている子育て世帯訪問支援事業というのは、この養育困難家庭だけに限らないと思うんです、言っていることが。なので、例えばもうちょっと違う形の、私どものNPOでも家庭訪問型の子育て支援というのはやっていますけれども、そういったものを取り込んで、養育困難な家庭だけでなく、ちょっと困難な家庭というところへの訪問支援事業というニーズもかなりの数があると認識しています。その辺を織り込んでいくことはないのでしょうか。

【子ども家庭支援センター担当課長】今26ページのほうに載っておりますのは、国のほうで出しなさいと言われているニーズの基準となっているものですので、それに従った形で出させていただきます。

一方で、今委員が御質問していただいたような地域での訪問の受皿については、例えば46ページのところですが、46ページのウの地域の人財と連携した子育て支援ということで、こちらのほうに違った、民生委員さんによる訪問ですとか、ホームスタートでの訪問、あと助産師会などの地域人材を活用した支援などというような形で載せさせていただいております。

【会長】ここのニーズ量のところは国のほうで結構細かく、この事業のこれはこの何人と

決められているので、多分おっしゃっているところの部分も対象として入ってくるときもあると思うんですけども、一応ここはその整理をされていて、「ホームスタート」という言葉は、46ページのところにある、今の御説明のところで、事業を実施していくという方針が書かれているんですけども、今、あれですかね。委員の御質問というか、御要望というのは、例えば何人増やすとか、具体的な数字を見たいということですか。

【委員】そうですね。数字というよりも、「子育て世帯訪問支援事業」という言葉の中にそういったのも含まれているように私は解釈していたので、国の施策の中で。養育困難家庭だけが取り出されているのが何かちょっと違うかなと思ったんですが、でも、そういうふうな、そこだけの数字を出すということなんですね、指定が。

【会長】そうです。

【委員】なるほど。分かりました。

【会長】一応、表現として、養育困難というのが、すごく困難、ちょっと困難というくくりはないので、だから、そこを多分、ちょっと困難な人ももちろん入っているかもしれない、自治体によっては入っているかもしれないし、すごく困難な人が多かったら、そこまでいかないかもしれないという。

【委員】そうすると、自治体によって出す数字の違うというのは随分、ぶれますよね。

【会長】考え方ですけども、三鷹市では、ただ、養育困難、この定義は三鷹が考えた定義じゃないので、国から出ている定義なので、養育困難な家庭が、重たいとか軽いとかないので、そこをどの辺取るかというのは、確におっしゃるように、変わってくるかもしれないというのはあるかもしれないですね。それはちょっとじゃあ、その辺はどうですか。三鷹の方でいうと、三鷹市のほうではどのように捉えているかということをお願いできればいいのかなと思うんですけど。

【子ども家庭支援センター担当課長】ヘルパー派遣という形になりますと、やはり養育がかなり困難で、要保護児童対策地域協議会において支援しているようなケースというふうに考えておりますが、ヘルパー派遣という形ではなく、地域の人材を活用しながら、いろいろな形での訪問ができるといいなと思っております。

【会長】ここはヘルパー派遣というところに特化して出しているけれども、ホームスタートなどでやっていらっしゃるような、たくさんいろんな地域の人材を使った支援も両建てで、ここでの国での指令の中には入っていないけれど、両建てでやることはもちろん広げていきたいということですね。

【委員】あわせて、もう一つよろしいでしょうか。29ページ、シのところで、子ども家庭支援センター等における子育てステーション（相談窓口）事業（利用者支援事業）ですけれども、これ、今、公的なものしか三鷹市ではございませんが、これを例えば民間とかそういったところに広げる予定というか、そういう方向はないんでしょうか。といいますのも、やっぱりふだん私どもが訪問支援をしている中で、相談に来る方がとても多いと。「市役所は行きづらい」ということをおっしゃる方はとても多いんです。なので、「一緒に行こうか？」という話はするんですけれども、行きづらいと言うならば、最初の一步を民間、どこかに委託するなど、窓口を広げて、行きやすい相談窓口をつくるのがいいんじゃないかなんかと思ったりするわけなんです。実際、先日もあるお母さんが、ステーションの窓口に行ったら、「じゃあ、ファミサポを使えばいいんじゃない？」と言われて、半分泣きながら帰ってきたという人がいるんです。なので、ちょっとその辺をお伺いしたいです。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】現在のところで、こういったところというふうなので、さらに増やすとかというよりは、今後考えていきたいなと思っているのは、この利用者支援事業を、また国の制度と違う機能を担うものとして、具体的に言えば、例えば地域子育て支援機関と言われるようなもの、ほかの機能を担っていくようなものにしていこうかなというような検討には着手したいと思っていますが、そういったものも含めて、民間にそれをお願いするというような計画は今のところはない状況でございます。

【会長】だから、このくくりの中では今公的なものを中心に書いて、だから、おっしゃっているところは、もうちょっと、だから、まずは公的なこれが使いやすくなればいいということと、やっぱり今やっぺらっしやる民間の相談が、例えば今も「一緒に行こうか」と声かけてくださったりいろいろしていらっしやるというようなことで、連携をもう少しできるような形にするというのが今の現状なんですね。だから、これらの事業を民間に委託とかということは今はないです。

【子ども家庭支援センター担当課長】補足で、その上に、29ページの上にあります親子ひろば事業については、民間さんのほうにもお願いしておりまして、より身近なところで行けるようにというような形でお願いしていて、民間の行きやすいようなところから市の子育てステーションのほうにつないでいただくような形、さらに必要であればらぼんなどにつないでいただくというような、二重三重構造というか、そのような形をつくっております。

【委員】31ページのこども誰でも通園制度ですけれども、本当に現場、保育現場が多分一

番混乱、不安を感じている制度ではないかと思います。令和7年度からということで、先々を見据えた検討ということで人数が示されているんですけども、受皿のイメージとしては、どういう場所に、どんなふうな、大体で、もちろん今の段階で結構ですけど、人数配分等、考えていらっしゃることを少し教えていただけたらと思います。

【子ども育成課長】国が令和8年度から本格実施するということで案内がありますけれども、現時点で、制度の詳細が見えていないところがあります。あと、東京都が実施している多様な他者との関わりの機会創出事業、この事業が、こども誰でも通園制度と非常に類似するような制度なのかなと思っています。三鷹市では令和7年度から多様な他者との関わりの機会創出事業の実施に向けて、今、市内の保育園、幼稚園等に意向のアンケートをさせていただいてまして、そこで希望のあった園から、どういうことをやっていきたいか今ヒアリングさせてもらっているところです。ヒアリングの内容を踏まえた上で、事業のスキームを考えていきたいと思っています。ですので、この受皿の人数というのは、あくまでもこれは国のルールに基づく試算であって、具体的に今、どこで何園というような目標というか、見込みというのはこれから立てていくということで今考えています。

【会長】こども誰でも通園制度、やるんですかねと私は個人的に思っているんです、今でも。もっと、やるんだったら、東京都の多様な他者との関わりの機会の創出というの何言っているのかよく分からない事業。要は、幼児期にいろんな人と関わるといいよという、そして、家庭で抱え込まないで、もっと外に出ましようという、そこだと思んですけど、何かもっと違う抜本的なやり方はないのかと思ったりするのも、個人的には思うんですが、ここは指令なので、出すということですね。これ、人日で出せと言われているんですね。

【子ども育成課長】はい。

【委員】25ページのところに新生児訪問が入っていないのは、ウェルカムベビープロジェクトのほうに入っているのか、また枠組みが違うということですか。こんにちは赤ちゃん事業の乳児家庭全戸訪問のほうは入っているんですけども、新生児訪問はまた別の訪問で行っているかなと思うんですが、国としての何か分け方の違いがあるのか、ウェルカムベビーはウェルカムベビーで、切れ目のない支援ということで、また別の必ず全戸訪問するという枠組みになっているのか、ちょっと気になったので、教えていただけるとうれしいです。

【子ども家庭支援センター担当課長】こちら国の方で、この項目でニーズの見込みを出しなさいと決まっているものがこれだということで、それに合わせて申し上げておりま

す。

【会長】本当に、いっぱいいろいろ訪問あって、一緒にやればいいのにとおもいますよね。ただ、国からはもうこれ、これが最初から、乳幼児全戸訪問、これが決まっているんですよね。だから、新生児訪問は新生児訪問としてどこかに書いてあるわけですよね、母子保健のところなどですね。だから、そこはそこでということになる。ただ、実際にやる時は連携していなくちゃいけないでしょうし、受けるほうも、いろんなところから来て、また来たみたいな状況になっていることも事実だと思うので、少し整理というか、何かそういうのも必要なと思いますが、事業の予算がついているものなので、その予算ごとに出さなきゃいけないという縛りかなと思います。すみません。

【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】新生児訪問、42ページのウェルカムベビープロジェクトのアということで。

【委員】はい。見させていただいて、こちらにはあるので、こっちに書いていないのはなぜかなと。目的がまた全戸訪問と違うので。

【会長】目的は違うけど、行くところは同じというところからすると、連携してもいいように思いますけど、一応やっぱり予算の名目ということで、すみません。

【委員】このこども誰でも通園制度というのが出てまいりまして、やはり現場の保育士さんとしては、これ以上私たちは何を負担できるのと、どここの力を出せるのであろうかと。保育の現場はやはりなかなか、全体に保育士が不足しておりまして、個性的なお子さんがたくさんいらっしゃる中で、本当に、毎日でなく、時々いらっしゃるお子さんにすぐ保育園が出てくるというのがどうなんだろうと思いつつながら、本当にこどもまんなかというのが分かっていらっしゃるのかどうか。だから、確かに、何か集団に入ったほうがいいお子さんはたくさんいるかもしれないけれども、でも、それがすぐ保育園が即応しなきゃいけないというふうな考え方になっていくのかなというのが。それで、やはりこれ、市議会とかでも、ちゃんとしっかり予算をつけていただかないと、これはやれないみたいなことを国が何かに要望出しているからだったので、やっぱりそういうふうに頑張っていたいていてありがたいなと思っていたんですが、本当に現場の保育士さんだけでなく、そこに毎日通園しているお子さんにとっても、これが本当に、ある程度年齢的に高い人だといいいんですけれども、ある程度、3、4、5歳だったら幼稚園というところもありますからね。別に保育園じゃなくてもね。だから、その辺とか、現場を、よく検討していただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【会長】でも、私も、これ聞いたとき、幼稚園でやればいいのにとちょっと思ったんですね。お部屋替えたりしなくちゃいけないから大変だけでも、例えば2歳児とかはもう早めに、今、未就園児というか、受け入れていますよね。2歳児さん、割とどこもやっていますので、ちょっと練習という意味だというならば、2歳児、幼稚園でまずここ、全部やらなくても、まずそこからでもいいのかなと私は個人的に思っていたんですけど、こんな形で出てきたので。

【委員】それで、私もいろいろ、今いろんな親子さんを見ていると、預かってしまうよりも、親子と一緒に保育園で、そういう人たち同士で何か一緒に、ただ広場で好きにしているんじゃないくて、専門の方と一緒に楽しく過ごす時間を持ったほうが一番効果的なのかなって。だから、本当に保育士さんは大変な思いしているのに、お仕事してなくて、ただお預けになって、別に用事がなくなってお預けになれるわけですからね。その時間、ストレス解消されても、保育士さんは何かそのところ、何かちょっと割り切れないみたいです。子ども・子育て会議で、絶対皆さんに伝えてくださいと私言われて来ていますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

【会長】これからちょっと考えて、多分、市のほうも考えると思いますし、まだ本当に分からないんですよね。国も分かっていないし、それこそ下もそうなので、これからというところだと思います。

【委員】30ページのセのファミリー・サポート・センター事業についてです。ニーズの見込み、確保方策、過不足とありますが、確保というのは、これはニーズ、利用者ということですか。それがちょっと分からないんですけども、6,000人ほどのニーズがあるでしょうということで、7,000というのは、7,000人利用者をつかまえますということなんでしょうか。

【子ども家庭支援センター担当課長】ニーズ量については、冒頭に書いてあるとおり、ちょっとまだ数値のところは確定はしていないんですけども、国のほうは人日を出すようにということで、延べ利用見込み人数に対してどれくらいファミリーサポーターさんを確保するのか、その目標量を記載予定です。

【委員】援助会員ということですか。

【子ども家庭支援センター担当課長】援助会員さんの動ける人日ですね。延べ訪問援助回数みたいなところを出しております。

【委員】現状、全然足りていないという話を聞いていて、実際、利用申込みしても、その

地域にその時間に行ってくれる人はいませんとお断りされる方も結構いるらしく、使いたいのに使えないという、なかなか上手にマッチングができないとか人がいないという問題があるように思うんですが、この7,000人とかというのは、絶対これ難しそうな気もするんですよね。その辺は、市としてこの先、援助会員を増やすための何か、もっと広く講座を開いていくとか、そういう目的、何かがあるのかなと思いますが、いかがでしょう。

【子ども家庭支援センター担当課長】現状ではなかなかファミリーサポーターさんを集めるのは難しいなと思っていて、今年度からベビーシッター事業を始めたりとか、ほかの事業で人数を補うこともできないかなというふうに一方では考えて、対策を取っているところですよ。ファミリーサポーターになっていただけるような方たちの年代の方たちも働いていらっしゃる方がすごく増えていて、ボランティア精神で活動していただける方というのは今後もそれほど増えていくのは難しいだろうなと思って、一応、講座のやり方を工夫して土日開催したりだとか、いろいろ工夫はしているんですけども、急激に増えていくというのは難しいだろうなと思っております。

【会長】ということで、出し方はいろいろ、文句というか、あるんです。人日でいいのかとか、増えればいいのかとか、今おっしゃったみたいに、地域によってむらがあれば、人数がマスであったとしても来ないということになるので、それもすごく、それもずっとここは言われ続けているところですね。でも、この部分、やっぱりファミリー・サポート・センター事業も今、かつてと大分様相が変わってきていますので、また考えなくてはいけないのかなというのもありますね。ありがとうございました。

もしよろしければ、国から指令された、分からないところはもちろん御質問していただいていいと思うんですけど、項目、何でないのかとか。結構ここはもう決まっている形態なので、この施策の体系のほうの後ろの部分であったりとか、書きぶりの不足感とか、ちょっとそういうところを言っていただけると、市のほうの方も、書いていないから、これはこれから書きますとかきつと言ってくださると思うので、言っていただけるといいかなと思います。もう数値のこの出し方は決められてしまっていて、いろいろ問題はあるんですけど、このレベルで変えられない部分も多くて、できれば、先ほどおっしゃったように、おっしゃったというか、市のほうから説明あったように、今日のこれをもって、まず名称確定ということで、まず計画の名称はよろしいでしょうか、子ども総合計画ということで。

そして、いろいろなものが入って、考え方をして、子ども全体に、そして幅広くというところの視点の中で体系も、前ちょっと御意見もありましたけども、3番目の親子関係づ

くりの支援の中にあった子育て力みたいな言葉も少しやめて、意図するところを少し説明した言葉に変えたりとかもしておりますし、あと、確かにちょっとそこの子育て、どこでしたっけね。保育の部分であったり、あとほかの委員もおっしゃっていた、幼児教育の部分の総合的な取組みたいなところの見せ方がもうちょっとあってもいいかなと思ったりもしなくもないんですけど、今だとちょっと項目に寄せて書かれてしまっていて、どういふうに三鷹市が地域の子どもたちの保育・教育保障を考えていくかという大きな考え方の部分がちょっとなかなか見えてこないというのは個人的には思っています。

それと一緒に、ごめんなさい、私の意見で申し訳ないんですけど、子どもの権利条例の話これからまた、今回するんですけれども、今回やっぱり子どもの権利条約を批准して30年たっているんですよ。まさにこの計画を立て始めて30年たっているんで、例えば今、市のほうで上手にまとめていただいた9ページ以降のアから、こども家庭庁からヤングケアラーも含めてスまで新しい動きを書いてくださっている中に、この子どもの権利に関する視点の部分が虐待のことだけになってしまっているんで、もう少し、虐待じゃなくても、子どもの権利というものは普遍的に子どもに保障されているものだというのが、権利条約30年たって、全体にかかっているものとして、もう少し根強くなってきているはずのものなので、せっかくですから、その後ろのここにはちょっと触れているんですよ。体系の部分の説明しているところ、基本方針か。基本方針のところには、最善の利益の追求というところで、権利大事だねと書いてあるんですけれども、30年間、変わってきたものの一つの動向の中にやっぱりそこも、こども家庭庁の創設も大きいんですけど、子どもの権利条約を批准して30年、変わっていることと変わっていないことというところはやっぱりちょっと書いておいてもいいのかなという気はしていますので、ちょっとこれは私の意見です。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【委員】40ページのところで、4の(2)のところで、不適切な養育環境の未然防止というのがありますけれども、ここはほかの、(1)(2)(3)と並べてみたときに、この(2)番の、養育環境を未然に防ぐのでなくて、養育を未然に防ぐ、未然防止というような意味が中身で、アの内容を読むと、環境だけにとどまらないので、ここは養育の未然防止とするのはどうかなと思いました。

【会長】そうですね。環境の未然じゃなくて、そういう養育をやめてくれという話なので、不適切な養育の未然防止で、1つとして、環境の一つが養育困難家庭への支援だというこ

とかなとも思いますし、あと、例えば不適切な養育環境ということですので、そうですね。保育所や幼稚園などでの不適切保育とかもあるのかもしれないですし、あと地域の中で例えばそういった現状を目にしたときに、環境として守ってあげられるようなものがあるっていいとか、少し項目が、これ、家庭だけじゃなくて、養育困難家庭が不適切な養育なんだというイコールだけで終わってしまっているのが気になるというところですよ。分かりました。じゃあ、ちょっとこの文言はまた整理させていただいて、少し、環境を整えるものももちろん必要なんだけど、その一番の目的は不適切な養育が起きないようにすることということの方が分かるような形で書いていったほうがいいという御意見ということなので、ちょっとここは考えさせていただきたいかなと思います。すぐちょっと言葉が出てこないで、すみません。ありがとうございます。貴重な、とても大事な意見だったかなと思います。

【委員】57ページにある、地域における総合的な子どもの居場所づくりの拡充、(1)、放課後の総合的な居場所づくりのAの地域子どもクラブの全校毎日実施に関してなんですけど、「毎日実施が早期に実現できるように取り組みます。あわせて運営方法や実施内容等の標準化を図り、地域の取組に差が生じないように努めていきます」とあるんですけど、三鷹の森学園でも高山小と五小では随分ニーズも取り組み方も雰囲気も全然違うので、地域の取組に差が生じないようにというよりは、地域ごとに取組を、ニーズに合った形で、その地域でつくり上げていただきたいなと思うんですけど。

【会長】分かります。おっしゃりたいことは、意味分かります。そのことは大事だと思うので、このままだと今言われたような感じがしますよね。差がないだけでなく、それぞれのニーズに合った特徴もあってもいいのかもしれないですし、雰囲気も違うということですから、大事にされているところやお住まいの方々の特性も違うのかもしれませんが、そういったところも丁寧に読み取りながら対応していくみたいな書きぶりのほうがいいということですよ。でも、多分、市のほうは数とか開館時間とか開催場所とか、そういうのが例えば、こちらは毎日開いているけど、例えばこっちは月水金だとか、多分そういう差がないようにという意味じゃないのかなと思うんですよ。

【委員】そうですね。でも、毎日実施したくてもできないような地域もあるので、一律に標準化されても難しい場合もあるんじゃないかなと思っていて。

【会長】難しくても頑張るというんじゃないで。

【委員】それはやっぱり、そのやっている人たちに結構しわ寄せが来ちゃうので。

【会長】よくその辺を聞きながら、ゆっくりやってほしいという形ですね。

【委員】そうですね、はい。

【児童青少年課長】確かに、この文言だけ見ると、毎日実施をどこでもやるということで、そこがちょっと強調された記載になっていたかなと思っています。地域子どもクラブ自体は、歴史的にそれぞれの地域の特性を生かして取り組んできたというのがございます。実際はそれぞれの地域ごとに、私たちもいろいろ状況を聞き取って実施しているので、全く同じになるということはある得ないと思っています。なので、ちょっと、確かにここの表現だけだと、地域の特性みたいなところを生かすとか、そういうところが足りていないかなと感じましたので、ちょっと検討したいと思います。ありがとうございます。

【委員】表現の仕方、すごく難しいから、どうかなと思ったんですけど、発達の支援みたいなところが51ページ、52ページで、子どもの可能性を引き出す環境等の充実のところ、子どもの発達について、特に52ページのほうで書いていただいているんですけども、その前の段階、前のページとかでも、自殺を予防したりとか様々、親子の子育て、養育が困難とか、いろいろあると思うんですけど、多分私たちの一番根幹の部分というのはやっぱり発達支援だと思っていて、私たちは持って生まれた脳みその性能みたいなのがありますので、それから、それが環境に作用して生きづらさだったりとか、子育てにくさだったりとか、虐待だったりとか、自分の思いどおりにいかないとか、そういうところだったりとか、例えば幼稚園とか保育園の不適切な保育とかというの、どうやって子どもが、うまく接することができるか分からなかったり不安だったりとか、子どもへの対応の難しさみたいなところが全て凝縮されているような気がしているんですよね。そうすると、子どもの可能性を引き出す環境等の充実って、もう本当に十分過ぎるような言葉だとは思うんですけども、こういう子どもへの発達支援が自殺を防いだりとか、家庭の不和を防いだりとか、何かそういうところにも波及しているんだぞみたいなところを教育の現場にいるとすごく感じる場所だったりするので、ちょっとよく表現分らないんですけど、何か発達支援がすごく重要なんだみたいなのがこの三鷹市の計画の中に埋め込まれていくと、子ども・子育て全ての要素がより改善されるというか、そこにつながっていくんじゃないかなと思ったので、ちょっと難しいだろうと思いつつも、一意見としてお伝えさせていただきました。

【会長】ありがとうございます。本当に大事な視点ですし、三鷹はこういうところ、すごく大事にずっとつくってきたと思うんですね、一番。だから、何かどこかでどうにかして

書くか、ちょっと私も、項目を1個何か立てたほうがいいのかなとか、項目って、この並びじゃなくて、計画への姿勢というか、考え方みたいなのがちょっとあってもいいかなって。これだと、すぐ事業になっちゃうので、この計画の体系の後に、事業が並ぶ前に何かあってもいいような気もちょうとしていて、そこはまた相談させていただいて、そういうところに発達の重要性であったり、幼児期の育ちの環境の重要性としての保育・教育であったり、さっきの養育困難のこともそうですし、あと支援の、先ほど相談の敷居が高くてなかなか行かないみたいなのところとか、何かやっぱり、これまで頑張ってきているんだけど、まだまだちょっと充実が足りないところとか、そういうところも分かっている、ちゃんとやるぞというものが何かあってもいいかなという気もちょうとしてはいますので、そこも含めて、御意見生かせるような形で考えたいと思います。事務局と相談させてください。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。大体お時間としては今予定している時間になっているんですけど、でも、これで大体ほぼ、これ、今、何かあります？ ボリュームみたいなところが、まだ調整中がたくさんあるので、まだこれから変わるとは思うんですけど、文言としては。一応大きな話は言っておいたほうがいいかなと思いますが、よろしいですか。じゃあ、最後、どうぞ。

【委員】最後になって申し訳ないんですけど、51ページの一番下のイのところですか。保育園を活用した在宅子育て支援というところがあるんですけども、この中で、その下から2行目で、「保護者が不安なく、のびやかに子育てに向かえるよう、栄養士や保健師、保育士等の専門職が」と書いてあるんですが、保育園では保健師ではなくて看護師ですね、今いるのが。そういった面からいうと、保健師という職と看護師、違うものですから、その辺はどのような区分けでこの文言になっているのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【子ども政策部長】保健師と書いてあるのは、市の公立保育園の場合は、看護師ではなくて、みんな保健師を置いているので、こういう言い方になっていますが、そうすると、ここ、保健師または看護師みたいなことで考えたいと思います。

【委員】私立のほうでは看護師を置いているので、そこのところを書いていただけると助かります。よろしくお願いします。

【会長】では、もしなければ、一旦ここで区切らせていただいて、もしまた後で思いついたとかあれば、早めの時期であれば、これ、来週前半ぐらいだったら大丈夫ですか。来週前半。もうパブリックコメント出さなくちゃいけないというところなので、まだ調整中の

データが入っていないところもあるから、まだこれをやっている間ぐらいだったら。そのほかあれば、じゃあ、どうしても忘れて、どうしてもというものがあればメールでというところで、それもできるだけ早くというところでお願いしたいと思います。ありがとうございました。

では、今日用意していただいた次の議題になりますけれども、次に報告事項になります。令和6年度三鷹市子ども・子育て支援施策主要事業（中間評価）ということで、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局から令和6年度三鷹市子ども・子育て支援施策主要事業（中間評価）について説明】

【会長】今御報告のありました、主要事業の中間評価についてということで御説明いただきましたけど、御質問とか御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、よろしければ先に行きますが、よろしいでしょうか。

では、続きまして、三鷹市子どもの権利に関する条例の制定についてということでお願いいたします。

【事務局から（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例の制定について説明】

【会長】今御報告いただいたように、私もこの間この会に出まして、このワークショップのことも伺ったら、本当に多くの方がもう応募されたということなので、最初は、また学校から何か無理やり、言えそうな子を引っ張ってきているのかななんて思ってお聞きしたら、住民基本台帳から2,000人無作為抽出で、そしてお送りしてという、丁寧に、地域ごとに偏りがないようにとか、そういうことも考えられてなさっていましたので、すごいなと思って、そしてまた、言いたいという子がそれだけいるというのがまたすごいなと思っておりますので、どんな意見が出るのかとても楽しみに、皆さん方も一緒に共有していただいて、ぜひ計画にも反映できるといいなと思っております。ありがとうございました。

今、用意していただきました報告・審議、こちらで終了になりますが、この後、何もなければ、事務局からの報告ということになりますが、よろしいでしょうか。

【子ども政策部長】1点、報告のその他ということで御案内をさせていただきます。特に

資料はございません。9月の子ども・子育て会議の中で報告させていただきました学童保育所、それから公立保育園の今後のことということで、今回の12月の議会に議案を提出しております。学童保育所の育成料の引上げだとか、障がいのあるお子さんの、今まで4年生だったものを6年生まで引き上げるといったような学童の条例、それから、三鷹市立保育園として公設民営でやっておりました4園について、公立園としての位置づけを廃止いたしまして、公私連携型の保育園に移行するという、この2点の条例を、関係の条例もろもろありますが、大きく2つの条例を提出していることを報告させていただきます。

【事務局】事務局より御連絡させていただきます。2点御連絡がありまして、1点目に令和6年度第5回三鷹市子ども・子育て会議の開催予定についてでございます。次回の会議は、令和7年2月18日火曜日の開催を予定しております。後日、改めて電子メール等で開催の御案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目について、駐車券についてでございます。本日お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、駐車券の認証を行いますので、事務局へお声がけください。よろしくお願いいたします。以上でございます。

【会長】ありがとうございました。御協力によりまして、時間どおりで一旦終了ということになりますので、夜分遅くなっております。気をつけてお帰りくださいませ。また、先ほど申し上げましたとおり、御意見、やっぱり、今思いついたとか忘れたとかというもの、は遠慮なく事務局のほうに、できるだけ早めにお送りいただけると助かります。今、私のほうで持ち帰って事務局と相談いたしますといったことについても相談させていただきまして、次回のところで御報告をさせていただきたいと思います。

本日は遅くまでどうもありがとうございました。お疲れさまでした。